

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所（特例適用診療所）の届出について

<三重県保健医療計画（第5次改訂）27頁>

1. 基準病床数

- 保健医療圏内で、効率的、効果的な医療提供体制を確立するためには、各地域における病院等の病床数が重要な要素となります。
- 基準病床数は、医療法に基づいて定められた圏域内での病床数の目安であるとともに、一定以上の病床が整備されている場合の規制基準としての役割を併せ持っています。既存病床数が基準病床数を超える病床過剰地域の場合には、原則として病床の新設または増加が抑制されます。
- ただし、以下の診療所\*の一般病床については、病床過剰地域であっても医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに該当するものとして、三重県医療審議会の意見を聴くなどの手続きを経た上で知事への届出により設置することができます。なお、届出により一般病床を設置し、または設置予定の診療所の名称については、本計画への掲載に代えて県ホームページで公表することとします。
  - 1 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
  - 2 へき地に設置される診療所
  - 3 小児医療の推進に必要な診療所
  - 4 周産期医療の推進に必要な診療所
  - 5 上記に定めるもののほか地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所
- また、医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等に係る特例に該当する病床<sup>1</sup>の設置については、三重県医療審議会の意見を聴いた上で、県が厚生労働大臣に協議し、その同意を得た場合に限り認められます。

図表 3-1-5 基準病床数

病床種別	区 分	(単位：床)		
		基準病床数	既存病床数	過不足数
療養病床 および 一般病床	北勢保健医療圏	5,542	6,103	561
	中勢伊賀保健医療圏	3,796	4,541	745
	南勢志摩保健医療圏	3,510	4,203	693
	東紀州保健医療圏	764	909	145
	合 計	13,612	15,756	2,144
精神病床	全 県 域	4,120	4,786	666
結核病床	全 県 域	60	54	▲6
感染症病床	全 県 域	24	24	0

\*既存病床数は、平成24年12月1日現在です。

※療養病床および一般病床ならびに精神病床に係る基準病床数は、各圏域の人口、人口構成、流入流出患者数等をもとに医療法に定められた計算方式により算出しています。

※結核病床に係る基準病床数は、「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」（厚生労働省健康局結核感染症課長通知）および県内結核患者の発生状況、平均入院期間等を勘案し、算出しています。

なお、本県では、結核病床の不足を補うため、国の結核患者収容モデル事業により、一般病床および精神病床の一部を結核患者収容可能な病床として整備しています。

※感染症病床に係る基準病床数は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の配置基準に基づき、算出しています。

<sup>1</sup> 専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関するもの（不足している地域に限る。）、専ら小児疾患に関するもの、専ら周産期疾患に関するもの、専らリハビリテーションに関するもの（発達障がい児の早期リハビリテーションその他の特殊なリハビリテーションに係るものに限る。）などの病床をいいます。

# 特例適用診療所の届出手続き

